

ベリサイン NetSure SM プロテクション・プラン

2006 年 8 月 バージョン 6.0

下記の「NetSure SM プロテクション・プラン」は米国ベリサイン・インクがご提供する補償制度です。本文書は英語版の翻訳ですが、日本のユーザーに適用できるように一部変更しております。

VeriSign, Inc. (以下「ベリサイン」といいます)の提供するこの NETSURE®プロテクション・プラン(以下「本プラン」といいます)は、第1条に特定する「対象者」に対し、一定の例外、保証の否認、免責および責任の制限に従って制限的な補償、保護を提供します。本プランは参照によって、ベリサインが一定のデジタル証明書を発行する根拠となるサービス契約の不可欠の一部となり、サービス契約に加えるものとします。本プランで使用する定義済みの用語の定義については付録 A を参照してください。サービス契約のリストを本プランの付録 B に示します。

1. 対象者

本プランは以下の「対象者」に適用されます。

(a)「NetSure 加入者」 NetSure 加入者とは、本プランに基づく請求を受けるベリサイン SSL 証明書またはコードサイン証明書(「NetSure 証明書」といいます)をベリサインから購入した自然人または法人をいいます。「NetSure 証明書」に含まれ、そして、本プランの適用を受けるベリサイン証明書の種類を示すリストを下記 URL で見ることができます。

https://www.verisign.co.jp/repository/netsure_limits/

なお、(ブランド提携によるか否かを問わず)「ベリサイン証明書」と銘打っていてもベリサイン以外の者がサービス提供している証明書は、本プランでいう NetSure 証明書とはみなしません。

(b)「NetSure に依拠する当事者」 NetSure に依拠する当事者とは、他人に属する NetSure 証明書に依拠して行動する NetSure 加入者をいいます。NetSure 証明書に依拠したことにより生じる契約関係以外にベリサインと契約関係を持たない自然人および/または法人は、NetSure 加入者でない限り、本プランでいう「対象者」とはみなしません。

本プランにおいて、自然人以外の対象者(例:会社、事業部、法人組織など)は他人の NetSure 証明書に依拠することができます。このような依拠は、当該対象者を代理して、その「NetSure 加入者」の従業員または代理人が NetSure 証明書に依拠する時に発生します。

2. 適用の時期

各タイプの対象者につき、本プランによるプロテクションを受けられる期間(以下「適用期間」といいます)が決まっています。

(a)「NetSure 加入者」 NetSure 加入者の場合、適用期間はその加入者の NetSure 証明書の有効期間です。「有効期間」とは証明書が発行された日時(または証明書に明記ある場合はそれ以降の日時)に始まり、証明書が失効した/早期に取り消された日時に終わる期間をいいます。

(b)「NetSure 依拠者」 NetSure 依拠者の場合、適用期間はその依拠者の NetSure 証明書の有効期間です。

3. 適用対象

3.1 NetSure 証明書に関する限定的保証

ベリサインは NetSure 証明書発行の時点で、

(a) 当該 NetSure 証明書に、ベリサインの認識している事実の重大な不実の表示またはベリサインに起因する事実の重大な不実の表示が存在しないこと、

(b) 当該 NetSure 証明書に記載されたデータに、NetSure 証明書の作成にあたってベリサインが合理的な注意を果たさなかった結果もたらされた誤りが存在しないこと、

(c) NetSure 証明書が、NetSure 証明書の発行のもととなったサービス契約のすべての重要な要求事項を満たしていること、

(d) NetSure 証明書に記載され、または参照によって NetSure 証明書の一部となった情報(ベリサインの確認していない情報は除く)がすべて正確であることを保証いたします。

第 3.1 条の保証は、NetSure 証明書の発行または当該証明書への情報の記入にあたって、(ベリサインではなく)NetSure 加入者自身の行為から生じた場合は適用されません。

3.2 不正使用、不正開示および危殆化に関する限定的保証

ベリサインは、有効期間中において、NetSure 証明書の公開鍵に対応するベリサインの秘密鍵が、当該証明書の取消または失効前にベリサインが過失により生ぜしめ、または発生を許した情報漏洩、不正使用または不正開示を受けないことを保証します。「危殆化」とは、NetSure 証明書に挙げられた公開鍵に対応する秘密鍵の、暗号分析法、鍵抽出またはその他の方法による滅失、窃盗、修正または不正アクセスをいいます。

3.3 不正な破棄及び使用できないことによる損失に関する限定的保証

ベリサインは有効期間中、NetSure 証明書が不正な破棄またはベリサインによる「使用できないことによる損失」を受けないことを保証します。「不正な破棄」とは加入者またはその代理人による許可のない NetSure 証明書の取消(ベリサインが当該加入者とのサービス契約に基づき当該証明書を適正に取り消した場合を除きます)をいいます。「使用できないことによる損失」とは、対象者がベリサインの指定するウェブサイトまたはウェブサイト内のデータベースに安全にアクセスできない(使用できない)ことにより、または適時に有効な NetSure 証明書の状態を提示する不可欠のサービス(例えばオンラインによる破棄または CRL サービス)が使用できないか依拠することができないことにより、取引に入れないことをいいます。

3.4 誤った発行に関する限定的保証

ベリサインは有効期間中、NetSure 証明書が当該証明書の対象として命名された団体に対して発

行され、誤った発行の結果として発行されたものでないことを保証します。「誤った発行」とは、ベリサインがサービス契約で要求される手順に重要な点で則らずに NetSure 証明書を発行すること、ベリサインが NetSure 証明書を当該証明書の対象として命名される者以外の団体へ発行すること、および、当該証明書の対象として命名される団体の許可なく NetSure 証明書を発行することをいいます。

第 3.4 条の保証は、誤った発行を行うにあたって、違反が(ベリサインではなく)NetSure 加入者自身の行為から生じた場合は適用されません。

4. プランに基づく支払および支払請求

4.1 NetSure による支払

第 5 条に規定された制限の下で、第 3 条に定められた限定的保証の 1 つまたはそれ以上への違反によって生じた損害について、ベリサインは対象者に補償をいたします。

4.2 支払請求を行うための要件

第 4.1 条による支払を行うための条件として、対象者は、

(a) <https://www.verisign.co.jp/cgi-bin/mf.cgi?n=netsure> で発行される損失報告書式に記入し提出することによって支払い請求を行い、

(b) ベリサイン、その代理人または従業員が合理的に請求するその他の情報(対象者の損害の証拠を無制限に含みます)を提供し、

(c) 対象者への損害賠償に関する調査に合理的な協力を行わなければなりません。

4.3 通知

対象者は、第 3 条の限定的保証に対する違反があれば、第 4.2 条で定める方法で速やかにベリサインに通知するものとします。

4.4 期間制限

保証違反を生ぜしめた出来事の最終のものから 1 年以内に、また保証違反が生じた NetSure 証明書の有効期間の終了時から 1 年以内に、対象者が第 4.2 条で要求される損失報告を提出しない限り、ベリサインは第 3 条に定められた限定的保証の 1 つまたはそれ以上への違反によって生じた損害について、第 4.1 条による支払を行う義務を負いません。

5. 本プランによる支払の制限

5.1 NetSure 加入者および NetSure 依拠者への支払の制限

ベリサインが本プランに基づき NetSure 加入者に支払わなければならない最高額は、第 5.2 条で適用される「証明書のライフタイム・リミット」です。第 3 条に定められた限定的保証の 1 つまたはそれ以上への違反の結果、NetSure 加入者が他人の NetSure 証明書に依拠することに起因する損

害を被った場合、証明書のライフタイム・リミットに加えて第 5.3 条の「1 つの依拠についての制限」がまた別に適用されます。

5.2 証明書のライフタイム・リミット

それぞれの種類の NetSure 証明書のライフタイム・リミットは、参照によって本プランと一体となる現行版ベリサイン NetSure プロテクション・プラン・マトリックスの表 1 に示されています。表の標題は「本プランによる支払に関する証明書のライフタイム・リミット」といいます。現行版ベリサイン NetSure プロテクション・プラン・マトリックスは下記 URL にあります。

https://www.verisign.co.jp/repository/netsure_limits/

(a) 証明書のライフタイム・リミットの効力

証明書のライフタイム・リミットは、ベリサインが NetSure 加入者に対し適用期間中に加入者自身の NetSure 証明書に影響する第 3 条のあらゆる違反に関して支払わねばならない最大限を表します。第 4.1 条に基づき行われるすべての支払いは、将来の支払いに有効な証明書のライフタイム・リミットの量を相殺するものとし、一度 NetSure 加入者の証明書のライフタイム・リミットが、第 4.1 条に基づく支払いによって超過した場合、その NetSure 証明書に関連する違反に対し、ベリサインは第 4.1 条に基づくそれ以上の支払いの義務を負いません。それにも関わらず NetSure 証明書が有効期間の終わりに更新される場合、その際に発行される新規の NetSure 証明書は、それ自身の証明書のライフタイム・リミットを新たに有するものとし、

(b) 誤った発行

誤った発行とは、結果的に不正に NetSure 加入者を指名する NetSure 証明書の発行に結びつく、第 3 条の違反の一種です。このような違反が発生する場合、それに対し適用される証明書のライフタイム・リミットは一つだけです。さらにその違反に適用できる証明書のライフタイム・リミットは、NetSure 加入者自身の証明書用のものであり、誤った発行に起因する証明書用のライフタイム・リミットではありません。NetSure 加入者が一つ以上の NetSure 証明書を有する場合、その対象者はどの証明書に対するライフタイム・リミットを当該違反に対する証明書のライフタイム・リミットとして適用するか選ぶことができます。対象者は、証明書のライフタイム・リミットをすでに超過している場合、NetSure 証明書を選択することはできません。第 4.1 条に基づく支払いはすべて、適用される証明書のライフタイム・リミットを相殺するものとし、さらに、誤った発行の結果として発行された一件の証明書は、その証明書に依拠する当事者の数、依拠する当事者が主張する要求を満たすために対象者が支払わねばならない可能性のある支払いの数量、どのような証明書の発行の結果として対象者が補償するその他の損失の数量、および対象者が所有する他の証明書の数に関係なく、一件の違反と見なします。

5.3 1つの依拠についての制限

第3条の保証条項の一つに対する違反が、対象者に、他の NetSure 証明書への依拠に起因する被害をもたらす結果となる場合、第5.1条から第5.2条の制限を適用します。しかしながら、対象者は、このような違反に対するさらなる支払いを制限する「1つの依拠についての制限」をも有するものとします。特定の違反に適用される「1つの依拠についての制限」は、参照によって一体となる現行版プロテクション・プラン・マトリックスの表2に示されています。表の標題は「1つの依拠についての制限」といいます。現行版ベリサイン NetSure プロテクション・プラン・マトリックスは下記 URL にあります。

https://www.verisign.co.jp/repository/netsure_limits/

(a) 1つの依拠についての制限の効力

1つの依拠についての制限は、ベリサインが第4.1条に基づき、対象者に対し、他の NetSure 証明書への依拠によって発生するあらゆる違反に関して、その対象者が何回 NetSure 証明書に依拠するかに関係なく支払う最大限を表します。たとえば、単一の NetSure 証明書が誤った発行の結果発行され、5件のデジタル署名付きメッセージが対象者に送られた場合、発生した違反件数は一件となります。対象者は、5件のデジタル署名すべてに依拠する場合でも、またその依拠が1つの依拠についての制限を超える全体的損失に結果として結びついた場合でも、このような違反に対し、1つの依拠についての制限を一回リカバーするだけでよいものとします（適用される証明書のライフタイム・リミットを前提として）。

6. 払い戻しの原則

ベリサインが第3条、あるいは関連するサービス契約に基づくその他の実質的な義務に基づき NetSure 加入者に行う限定的保証に違反する場合、ベリサインは当該 NetSure 加入者の求めに応じてその証明書を取り消し、その加入者が証明書のために支払った額を払い戻すものとします。払い戻しを要請する際には、NetSure 加入者は、<https://www.verisign.co.jp/repository/refund> で公開されている払い戻しの原則に準拠しなくてはなりません。この払い戻しの原則は、NetSure 加入者に提供される唯一の救済策ではなく、またその他に使用できる救済策を制限するものでもありません。

7. 本プランに該当しない者

ベリサインは、第3条に定められた限定的保証を、第1条に定められた対象者にのみ提供するものとします。ベリサインはそれ以外の者には本プランに基づく一切の保証をいたしません。本プランは、いかなる人物に対するいかなる第三者受益権をも生み出す意図を有しません。

8. ベリサイン以外の関係者による損害

第3条の限定的保証は、ベリサインとのサービス契約におけるあらゆる保証条項や義務に対する

第三者もしくは証明書の加入者自身の違反によって、全体的あるいは部分的に発生する損害や損失には適用されません。ベリサインは、その制御範囲を超える行為には一切の責務を負わないものとします。それに関連して、ベリサインは、自社のデジタル証明書のマテリアルや出来映えの不備、あるいはサービス契約に基づく契約上の義務のベリサインによる違反や不履行が原因ではない損害や損失に対しては、一切の責務を負わないものとします。ベリサインは、単発あるいは複数の偶発事故に起因する損害や損失に対し、一切の責務を負わないものとします。

9. プランの例外

第3条の限定的保証は、以下の事情によって全体的もしくは部分的に引き起こされた、対象者が被る損害や損失には適用されません：

(a) 証明書を、規定のサービス契約に定められた許容使用範囲を逸脱した方法で用いる場合。

(b) ベリサインのレポジトリに公開されているかどうかに関係なく、何よりも当該対象者が関連する当事者間の取引経過や商習慣を知っているあるいは知るべきであるという事実を考えた上で、このような依拠がいかなる場合でも理不尽もしくは不当である、ベリサイン証明書に含まれる、あるいは統合される情報に依拠する場合。

(c) 対象者が、サービス契約に規定されているベリサイン証明書の取消要求の正当な手続きを行わない場合、あるいは対象者の手続きが理由なく遅れる場合。

(d) 対象者が、加入者自身の秘密鍵の危殆化を防ぐ正当な対応を行わない場合、対象者が信頼性の高いシステムを使用しない場合、対象者がサービス契約に基づく実質的な義務を行わない場合。

(e) 対象者が NetSure 証明書のデジタル署名を検証する正当なセキュリティ対策を実施しない場合。

(f) 対象者が、ある NetSure 加入者を対象受領者として機密データを共有するためにその加入者に用意する暗号化メッセージの生成、保管、転送の前、あるいはそれらの処理中に正当なセキュリティ対策を実施しない場合。この時、無制限で(i)そのような NetSure 証明書が有効な証明書であるかどうか判断することを怠る、および(ii) NetSure 証明書に対する証明書チェーンを確認することを怠る場合も含まれます。

(g) 該当する場合、対象者が指定された使用可能な最小の係数サイズを使った RSA 公開鍵アルゴリズムを用いない場合

(h) 該当する場合、対象者が RSA 以外の公開鍵アルゴリズムを用いない場合。

(i) サービス契約に基づく不可抗力による一切の条件もしくは出来事。

(j) 不正もしくは不当な行為を行う人物の引き起こすインターネット・プロバイダーやその他のテレコミュニケーション業者、あるいは付加価値サービス業者の設備もしくはサービスへの損害、その変更、妨害、あるいは悪用。この時、コンピュータ・ウイルスなどの悪質なソフトウェアの使用や複製も含まれますが、その限りではありません。

(k) ベリサインの管理下あるいは独占所有下でない通信インフラ、処理、保存メディアもしくは構造とそこに含まれるコンポーネントの不具合。

(l) 電圧低下、停電、その他の電力障害。

(m) ある人物が、対象者に損害や損失を被るような行動を強制するような違法行為を行う場合。

(n) デモやテスト用の証明書を使用、あるいは依拠する場合。

(o) 対象者が、ベリサインの公開証明書サービスの技術的实施を直接的もしくは間接的に監視、妨害、リバース・エンジニアリングを行う場合。

10. 保証の放棄

10.1 特定の放棄

第 3 条に記載のない限り、ベリサインは、

(A) Netsure 証明書に含まれる未検証の加入者情報が、正確、真正、信頼性があり、完全、最新、市販可能、あるいは特定の目的に合致するものであることを保証しません。

(B) 証明書が実質的にはサービス契約の遵守によって用意されたものである場合、その Netsure 証明書に含まれる表現についての責務を負わないものとします。

(C) いかなる Netsure 証明書あるいはメッセージに対する「否認防止」も保証しません（「否認防止」は、法律および該当する紛争解決の仕組みによって独占的に決定されるからです）。

(D)ベリサインの独占的所有下あるいは独占的管理下になくベリサインに対しライセンスされていないいかなるハードウェアやソフトウェアに対しても、その動作に対する責任を負わないものとします。

10.2 一般的放棄

第 3 条とサービス契約に記載がなく、規定の法律の許容範囲である限り、ベリサインは以下の項目を放棄します：(A)市販可能性に関する一切の保証、特定の目的への適性の保証、証明書の申込者、加入者、第三者が提示する情報の精度に対する一切の保証を含む、その他一切の明示的、暗示的保証と一切の義務。(B)第三者の単独行為か対象者(ただしこれに限らない)を含むその他の人物との共同行為かに関わらず、不履行、無関心、および無過失責任をなす、あるいはその可能性の高い第三者による行為に対する一切の責務。

11. 一般契約損害の制限

対象者が、申し立て、法的措置、訴訟、調停、あるいは規定の法律の許容範囲内で第 4.2 条に基づく支払いの要求とは別に手続きを起こす場合、あらゆる対象者が被る一般契約損害に対するベリサインの全体的な責務は、特定の Netsure 証明書の使用もしくは依拠に起因するその他の人物すべてが被るあらゆる一般契約損害と合わせて、全デジタル署名、トランザクション、および当該 Netsure 証明書に関連する要求の合計に対して、10 万ドルを超えない額に制限されるものとします。当セクションで提示される責務の上限は、デジタル署名、トランザクション、および当該 Netsure 証明書に関連する要求の数に関わらず、同一とします。Netsure 証明書の使用もしくは依拠によって被る損害がそのような証明書への責務の上限を超える場合、別に司法裁判所による命令がない限り、損害の支払いは最終決定に到達するため(和解かあるいは別の方法)まず最先の申し立てに対し分配されます。本セクションは、第 6 条の払い戻しの原則や、第 4.1 条の支払いの内容を制限するものではありません。第 4 条と第 6 条を前提として、ベリサインは、責務の上限額の要求者同士の分配方法に関係なく、各 Netsure 証明書に対する責務の総額を超える支払い義務を負わないものとします。本セクションは、規定の法律の認める範囲についてのみ適用されます。本セクションは、契約に基づく責務(保証の違反も含める)、不法行為(不履行や無過失責任も含める)、その他一切の合法的あるいは公正な申し立ての形式に適用されます。

12. 損害の特定要素の排除

第 4 条に記載がなく、規定の法律の許容範囲である限り、ベリサインは、証明書、デジタル署名、あるいはサービス契約もしくは本プランで提供もしくは考慮されるその他一切のトランザクションもしくはサービスの使用、納入、ライセンス、実行あるいは不履行に起因して、あるいは関連して発生する間接的、特殊、信用上、二次的、あるいは結果的損害(利益の損失あるいはデータの損失を含むがこれに限らない)に対し、ベリサインがそのような損害の可能性について助言を受けていたとしても、一切の責務を負わないものとします。

13. 懲罰的損害賠償の除外

規定の法律の許容範囲である限り、ベリサインは、証明書、デジタル署名、あるいはサービス契約もしくは本プランで提供もしくは考慮されるその他一切のトランザクションもしくはサービスの使用、納入、ライセンス、実行あるいは不履行に起因して、あるいは関連して発生する一切の懲罰的損害賠償に対し、責務を負わないものとします。

14. 可分性

本プランの条項が司法裁判所によっていかなる点においても無効、非合法、施行不可とされる場合、残りの条項の効力や合法性、施行可能性は、いかなる点においても影響を受けず、それらの内容が制限されることはありません。

15. 修正

ベリサインは、本プランを適宜(予定に則って、遡ることなく)修正する権利を有します。ベリサインは修正物をベリサインのリポジトリの「実務の更新およびお知らせ(Practices Updates and Notices)」セクション(<https://www.verisign.co.jp/repository/updates/>を参照)に、プランの修正版の形式で載せる権利を有します。修正箇所は、ベリサインが自社のレポジトリに修正物を公開してから 15 日後に、ベリサインがその 15 日の期間終了前にそのレポジトリにある修正物の回収を通知しなければ、有効となります。修正に同意しない NetSure 加入者は、修正物の公開から 15 日以内に、影響を受ける Netsure 証明書(複数可)の取消を要請するものとします。ベリサインはその要請に応じて当該 NetSure 加入者の NetSure 証明書を取り消し、当該 NetSure 加入者に対し、その Netsure 証明書(複数可)の残りの有効期間に対応する金額を払い戻すものとします。たとえば、当該の NetSure 証明書が 1 年の有効期間を有し、NetSure 加入者が本セクションにしたがって発行から 6 ヶ月後に払い戻しの要請を行う場合、ベリサインは、当該 NetSure 証明書に支払われる料金の半額を払い戻します。NetSure 加入者が影響を受ける Netsure 証明書(複数可)に対する払い戻しの要請を、修正物の公開から 15 日以内に行わない場合、その修正に同意したものと見なします。

16. 準拠法

当事者は、本プランに基づいて提供されるサービスに関係するいかなる紛争も、法規定に抵触する場合を除いて、すべての点においてアメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に従って規定され、解釈されることに同意するものとします。当事者は、国際連合国際動産売買条約を適用しないことに同意するものとします。

17. 紛争の解決

規定の法律の許容範囲で、どの当事者も、本プランに関連するあらゆる点を含む紛争に関して、

紛争解決の仕組みを発動する可能性のある前に、紛争解決を目指して、ペリサインと紛争のその他すべての当事者にその旨を通知するものとします。最初の通知から 60 日以内に紛争が解決しない場合、当事者は以下に従って手続きを行うことができます。

(i) 紛争の各当事者がカナダもしくは合衆国居住者である、あるいはカナダもしくは合衆国に位置するあるいはカナダもしくは合衆国で事業を行っている組織である場合

本プランのあらゆる条項を執行するための訴訟はすべて、カリフォルニア北部合衆国地方裁判所 (United States District Court for the Northern District of California)、あるいは合衆国カリフォルニア州サンタクララ郡高等裁判所もしくは都市裁判所に持ち込まれるものとします。当事者は、これらの裁判所が対人管轄権 (personam jurisdiction) と裁判籍を独占的に有することに同意し、当事者はこれら裁判所の排他的管轄権と裁判籍を受けます。当事者はさらに、本プランに関連してもたらされる一切の法的措置について陪審員裁判に対する権利一切を放棄します。

(ii) 紛争の一方かもしくはそれ以上の当事者がカナダもしくは合衆国居住者ではない、あるいはカナダもしくは合衆国に位置するあるいはカナダもしくは合衆国で事業を行っている組織ではない場合

本プランに関連して発生する紛争はすべて、最終的に国際商業会議所 (ICC) の調停仲裁規則 (Rules of Conciliation and Arbitration of the International Chamber of Commerce) のもとで、一人かそれ以上の調停員によってここに定められる条項を反映するために必要な修正をもって解決されるものとします。調停場所はスイスのジュネーブとし、手続きは英語で行うものとします。調停員が一人の場合は、当事者の相互合意に基づいて調停員を指名することとします。当事者間で 15 日以内に調停員指名の合意が得られない場合、ICC はコンピュータ・ソフトウェアの法律、情報セキュリティや暗号化技術の知識がある者、あるいはその分野に特別な技能を有する者 (例として弁護士、アカデミー会員、基本法専門の裁判官など) を調停員として選出するものとします。本プランの内容はすべて、どの当事者が当事者の裁判権を有するあらゆる裁判所からの差し止め請求権 (もしくは暫定的救済) を求める場合もこれを阻止するものではなく、その紛争の係争物は、当事者の名称、独占情報、企業秘密、ノウハウ、あるいはその他の知的所有権を守る必要を有します。

添付 A

用語集

1. 一般的定義。本プランに特に記載がない限り、用語は CPS にて与えられている意味を持つものとします (<https://www.verisign.co.jp/repository/CPS/>を参照)。

2. 本プランに特有の定義

(a)適用期間。第 2 条参照。

(b)証明書のライフタイム・リミット。第 5.1 条と第 5.2 条参照。

(c)危殆化。第 3.2 条参照。

(d)対象者。第 1 条参照。

(e)誤った発行。第 3.4 条参照。

(f)使用できないことによる損失。第 3.3 条参照。

(g)NetSure 証明書。第 1(a)条参照。

(h)NetSure 依拠者。第 1(b)条参照。

(i)NetSure 加入者。第 1(a)条参照。

(j)有効期間。第 2(a)条参照。

(k)プラン。「プラン」とはベリサイン NetSure プロテクション・プラン(本文書)。

(l)1 つの依拠についての制限。第 5.3 条参照。

(m)サービス契約。「サービス契約」は、一定の期間で対象者がそれに基づき NetSure 証明書を取得(NetSure 加入者の場合)したところの、もしくはベリサイン証明書に依拠するための条件と条項に同意(NetSure 依拠者)したところの契約書の最新版。添付 B 参照。

(n)不正な破棄。第 3.3 条参照。

添付 B

サービス契約一覧

本プランは以下のサービス契約の一体部分であり、参照によって一体となります。

ベリサイン 証明書 の ポリシー (The VeriSign certificate Policies (“CP”))

<http://www.verisign.com/repository/vtnCp.html> にて公開

ベリサイン証明書実行ステートメント(The VeriSign Certification Practice Statement(“CPS”))

<https://www.verisign.co.jp/repository/CPS> にて公開

ベリサイン SSL 証明書利用者規約(The VeriSign Class 3 Organizational Certificate Subscriber Agreement)

<https://www.verisign.co.jp/repository/subscriber/serverClass3Org.html> にて公開

ベリサイン コードサイニング証明書利用規約(The VeriSign Code Signing Certificate Subscriber Agreement)

<https://www.verisign.co.jp/repository/subscriber/codesigning.html> にて公開

ベリサイン 依拠当事者規約(The VeriSign Relying Party Agreement)

<https://www.verisign.co.jp/repository/rpa.html> にて公開

ベリサイン マネージド PKI for SSL 証明書利用規約(The VeriSign MPKI for SSL Certificate Service Agreement)

<https://www.verisign.co.jp/repository/onsite/mpki.html> にて公開